

入院時の食事負担額が見直しになります

入院と在宅療養の負担の公平等を図るため、平成28年4月から、入院時の食事負担額が次のとおり見直しになります。

区 分		現 行	平成28年4月～	平成30年4月～
		負担額 (1食当たり)	負担額 (1食当たり)	負担額 (1食当たり)
市町村民税課税世帯		260円	→ 360円※1	→ 460円※1
市町村民税 非課税世帯 ※2	低所得Ⅱ	210円	変更なし	変更なし
	長期入院 該当者	160円	変更なし	変更なし
	低所得Ⅰ (市町村民税非課税 で一定所得以下)	100円	変更なし	変更なし

※1 下記の方は負担額が260円に据え置かれます。

- 指定難病患者の方
- 平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していた方で、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院（同日内に転院する場合を含む。）する方

※2 市町村民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院等の窓口に表示することにより、上記表の市町村民税非課税世帯の負担額が適用されます。（提示しない場合は、市町村民税課税世帯の負担額が自己負担になります。）

市町村民税非課税世帯の方で、この減額認定証をお持ちでない方は、市区町の担当窓口申請してください。

◎ 医療費の自己負担限度額については、見直しはありません。

（詳しくは、平成27年8月改訂版後期高齢者医療制度のしおり（B6版）の14・15ページをご覧ください。）